

白石中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。本校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校作りを推進することを目的に、白石町及び家庭・地域、その他の関係者の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、白石町立白石中学校いじめ防止基本方針を策定する。

2. いじめ防止のための施策

(1) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

道徳教育、人権教育、生徒指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

学習指導の充実

- ・学習指導の充実を図り、「支持的風土の醸成された学級」「規範意識の高い学級」を目指し、互いに支え合い認め合いながら、学びに向かう集団作りに努める。
- ・生徒指導の三機能を取り入れた学習指導を行い、自己指導力を育成することをめざして、自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係の育成を図る授業づくりに努める。

道徳授業の充実

- ・すべての教育活動において道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳的実践力を育成する。
- ・特別の教科道徳において「考え、議論する道徳の授業」を実践して、道徳的価値への理解を深め、道徳的実践力を育み、他者との交流を通して自分の考えを深め、広げる。

特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。

その他

- ・道徳や各教科の中で、人権教育を行い、生徒一人ひとりが、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・U D 教育の充実を図り、だれもが生活しやすい社会づくりのために自分ができることに主体的に取り組もうとする心情や態度を醸成する。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

(2) 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

いじめに関する全教職員対象の校内研修会の実施

いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断の実施

いじめ防止等のための職務別ポイント

《学級担任》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・学級の支持的風土を醸成し、互いに支え合い、認め合う人間関係づくりに努める。
- ・一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・保健室の相談的機能の重要性を理解し、生徒の悩みや相談を聞き取るように努める。

《生徒指導主事》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と情報交換をし、連携がとれるように取り組む。

（3）「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ防止等の対策が速やかに行えるように「いじめ防止対策委員会」に「校内委員会」、「拡大委員会」を設ける。「校内委員会」のメンバーを、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当とする。また「拡大委員会」は、校内委員会に外部委員（PTA会長等、学校教育に関し職見を有する者）を加えたメンバーとする。ただし、状況に応じて、担任及び部活動顧問等の関係者の出席を求める場合もある。

「いじめ防止対策委員会」の開催 年2回程度

臨時会の開催 問題発生時

「いじめ防止対策委員会」は次のことを行う。

- ・基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・関係機関、専門機関との連携
- ・いじめの疑いや生徒の問題行動などに關わる情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに關わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- ・重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ・当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- ・いじめに関する校内体制がきちんと機能しているか、P D C Aサイクルの評価に基づき検証し、改善を図る。

（4）保護者地域との連携

PTA総会などの集会、学校だよりなどの通信、学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめに係る対策等について周知する。

情報モラル、マナー、利用ルールの啓発

- ・家庭におけるスマートフォンやタブレット、ゲーム機器等の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。
- ・スマートフォン等の所持に関して、必要性の見極めなど保護者の方々に協力を仰ぐ。
- ・保護者会での学級活動、インターネット関連講座を利用して、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について保護者の方々にも参観、受講してもらう。

3. いじめの発見及び対応

(1) いじめの芽の早期発見

いじめのサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努めるとともに、変化を感じたら、学年担当、教科担当者等で情報の共有化を図る。

いじめの発見

(ア) 日常の観察から

- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・欠席状況、遅刻・早退の状況
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室への訪問回数等

(イ) 本人・保護者等からの訴えから

- ・いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット配布
- ・毎月の生活アンケートの実施
- ・教育相談の充実（年間2回、他必要に応じて）
- ・家庭訪問や個人懇談での情報交換
- （ウ）教師による直接の発見から
- ・職員会議後の情報交換の場の活用
- （エ）スクールカウンセラーによる助言の活用
- ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制づくり

(2) いじめの早期対応

いじめのサインに気付いたら大きな問題とならないよう速やかに予防的介入を行う。

- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
- ・「いじめ防止対策委員会」を立ち上げる。
- ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ・ふれあいの時間を大切にするとともに、居がい感のある学級づくりに努める。
- 本人・保護者等からいじめの訴えがあった場合、傾聴して共感的に理解する。
- ・秘密の厳守を約束してじっくり話を聞くなど、相手に安心感を与える。
- ・本人の苦痛を親身になって聞くなど、理解を十分に示す。
- ・いじめが解決するまで、しっかり守ることを伝える。
- ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。

- ・担任・学校に何をしてほしいのかを確かめながら共に考える。
- ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の他に学年主任や生徒指導主任等も同席するなど、複数の教員で対応する。
いじめの現場を教員が直接発見した場合、その場すぐに介入し、事実関係を明らかにする。
- ・いじめを制止し、関係生徒全員をその場に残す。
- ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・その日のうちに、関係生徒個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
いじめていた生徒・保護者への対応
- ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
- ・いじめていた生徒に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的に持つ。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談の活用
いじめられていた生徒・保護者への対応
- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
- ・いじめられていた生徒に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守ってやることを約束する。

(3) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
はやし立てたり、傍観したりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した(情報を受けた)場合には、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、町教育委員会と連携しながら当該いじめに關わる情報の削除等を求める。
生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに町教育委員会に報告するとともに、警察署にも通報し、適切に援助を求める。

(5) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、警察署と連携して対処する。

(6) 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下のとおり対応する。

町教育委員会に報告するとともに、ただちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
当該いじめの対処については、町及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、学校組織をあげて行う。
当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、町教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。

いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。

当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

「いじめ防止対策委員会」で再発防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。

4. いじめ問題についての対応

- (1) 校長は、職員打合せ等で職員に事故の概要について説明するとともに、生徒指導の徹底を図るように指示する。
- (2) 校長は、必要に応じて朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- (3) 必要に応じて保護者あて通知を作成し、保護者の啓発を図る。
- (4) 道徳教育、学級活動、生活指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、善惡の判断等の倫理観の育成に努める。
- (5) いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学年全体の関連として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- (6) 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、今後の対応策を検討する。
- (7) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- (8) 必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。

